

## 信託終了（繰上償還）にかかる異議申立手続きのお知らせ

このたび、弊社では、以下の追加型証券投資信託につきまして、2026年5月18日をもって信託を終了（繰上償還）することについて、受益者の異議申立手続きを実施いたしますので、法令および投資信託約款の規定に基づきお知らせします。

### 1. 対象となる証券投資信託の名称

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・インカム・ファンド  
(以下、「当ファンド」といいます。)

### 2. 繰上償還にかかる決定に至った理由

当ファンドの受益権の総口数が当該投資信託約款に定められた信託契約解約の基準となる口数を下回っている状況が続いております。

つきましては、投資信託約款の規定に基づき、繰上償還の手続きを行うこととしました。

### 3. 繰上償還にかかる異議申立の手続き

2026年2月26日時点の受益者様で当ファンドの繰上償還にご異議のある方は、2026年2月26日から2026年4月1日までに、委託会社である弊社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間内に異議申立をされた受益者様の受益権の合計口数が、2026年2月26日時点における受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2026年5月18日をもって繰上償還することを予定しております。

なお、当該繰上償還が決定した場合、異議申立をされた受益者様は、自己に帰属する受益権を公正な価額（原則として、受託会社が受益者様からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日に算出した基準価額を買取価額とします。）で、取扱販売会社を通じて、当ファンドの受託会社に対し、2026年4月9日から2026年4月28日までの間に、当該受益権に係る投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

以上

2026年2月26日  
東京都千代田区内幸町二丁目1番6号  
日比谷パークフロント  
アライアンス・バーンスタイン株式会社